

令和6年度 水戸市会計年度任用職員募集案内

水戸市では、会計年度任用職員として市役所で勤務していただける方を募集しています。募集方法は、翌年度の4月からの職をまとめて募集する「一斉募集」、欠員が生じている職について、期限を設けずに募集する「随時募集」の2通りです。

<申込方法> 電子申請又は郵送

<申込先> 〒310-8610 水戸市中央1丁目4番1号

水戸市総務部人事課

※ 持参による場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分までです。

一斉募集

例年2月上旬に、翌年度の4月から勤務していただく会計年度任用職員を一斉募集します。受付期間内の応募について、2月下旬から3月にかけて選考を実施します。

随時募集

欠員が生じている職種や、一斉募集時には想定していなかった新たな職種について、期限を設けずに随時募集します。現在募集している職種については、別表「令和5年度水戸市会計年度任用職員募集一覧（随時募集）」にてご確認ください。

※ 時期によっては、募集がない場合もあります。

※ 募集一覧に掲載せずに、ハローワーク等を通じて募集することもあります。

「令和6年度 会計年度任用職員申込者名簿」への登録について

一斉募集又は随時募集における選考の結果、採用とならなかつた方は、「令和6年度 会計年度任用職員申込者名簿」（以下「申込者名簿」という。）に登録されます。

申込者名簿は、職員の退職や休業により欠員が生じ、急きょ会計年度任用職員の任用が必要となつた場合等に、申込者名簿に登録されている方の中から選考を実施するためのものです。登録された方には、新たな募集があつた際に、面接等のご連絡をさせていただくことがあります。

なお、登録の有効期限は令和7年3月31日までです。

※ 例年多くの登録があるため、登録していただいても、登録期間中に連絡がない場合があります。

※ 申込者名簿の中から選考せずに、随時募集により改めて募集を行うこともあります。

※ 一斉募集又は随時募集の期間外であつても、電子申請又は登録申込書を送付していただくことで、申込者名簿に登録を行うことができます。

会計年度任用職員とは、地方公務員法の改正により令和2年度から新たに制度化された職で、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）を最長の任期として任用され、正規職員が行う各種業務の補助を行う非常勤の地方公務員です。

1 募集職種、採用予定人数、任用条件、職務内容等

別表「令和6年度水戸市会計年度任用職員募集一覧（随時募集）」をご確認ください。

- ・職種により、資格、免許、経験等を有することを任用条件としているものがあります。
- ・業務内容の詳細は、それぞれの任用担当課にお問い合わせください。

2 応募資格

年齢、性別、学歴及び国籍の制限はありません。ただし、地方公務員法第16条（欠格条項）の規定に基づき、次に該当する人は選考を受けることができません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・水戸市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過していない者
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 申込方法

次のページの(1)電子申請又は(2)郵送のいずれかの方法でお申し込みください。

なお、提出されたデータや書類はお返しできませんので、ご了承ください。書類に記載された個人情報は、選考・任用に係る人事管理以外には使用しません。

(1) 電子申請（「いばらき電子申請・届出サービス」）

下記URL又はQRコードから、お申し込みください。（入力事項が多いため、あらかじめ全体の設問を確認し、入力内容を整理しておくことをお勧めします。）

①あらかじめご用意いただくもの

●顔写真データ

- ・証明写真として、アップロードしていただきます。

●応募する職種に必要な免許、資格証の写し（コピー）

- ・資格が必要な職種に限ります（普通自動車運転免許の写しは不要）。
- ・アップロードは不要です。個人面接のときにご提出いただきますので、ご持参ください。

②URL・QRコード

電子申請のURL（パソコンから）	電子申請QRコード（スマートフォンから）
https://apply.e-tumo.jp/city-mito-ibaraki-u/offer/offerList_detail?tempSeq=49661	

※ 電子申請には、「city-mito-ibaraki@apply.e-tumo.jp」からのメールを受信できるメールアドレスが必要です。受信設定をご確認ください。

(2) 郵送

必要書類を、郵送により提出してください。

①必要書類

●令和6年度水戸市会計年度任用職員登録申込書

- ・必要事項を記入し、自筆で署名してください。
- ・写真（縦4cm、横3cm）を登録申込書の写真欄に貼り付けてください。

●応募する職種に必要な免許、資格証の写し（コピー）

- ・資格が必要な職種に限ります。ただし、普通自動車運転免許は添付不要とします。

※ 申込書様式は、人事課窓口（本庁舎3階）又は市ホームページ（下記）で入手できます。

市HPのURL（パソコンから）	市HPのQRコード（スマートフォンから）
https://www.city.mito.lg.jp/page/5951.html	

②申込先

水戸市総務部人事課（水戸市役所本庁舎3階）

〒310-8610 水戸市中央1丁目4番1号

4 選考・任用

(1) 選考方法

- ・電子申請の内容又は郵送された「令和6年度水戸市会計年度任用職員登録申込書」の内容により、まず**1次選考（書類審査）**を行います。次に、1次選考に合格された方を対象に**2次選考（個人面接）**を行います。
- ・2次選考（個人面接）の詳細は、1次選考合格者に対し、任用担当課から別途ご連絡いたします。なお、職種によっては、必要に応じて実技試験を行う場合があります。

(2) 選考結果通知

- 1次選考結果・・・不合格者のみに郵送で通知します。

※ 合格者には、任用担当課から面接の詳細についてご連絡いたします。

- 2次選考結果・・・面接を受けた方全員に通知します。

5 基本的な勤務条件

(1) 給与

水戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等に基づき支給します。

●報酬

- ・報酬は、月額、日額又は時間額で支給します。
 - ・報酬額の決定に当たっては、本市職員（臨時職員・嘱託員等を含む。）及び会計年度任用職員としての職務経験等を考慮します（職種ごとに給与水準に上限があります。）。
 - ・報酬額は、給与改定や最低賃金の改定等により変わる場合があります。
- ※ 金額の目安は、別表「令和6年度水戸市会計年度任用職員募集一覧（随時募集）」に記載しています。

●手当等

- ・期末手当、勤勉手当（予定）（任用期間が6月以上で、週の勤務時間が15時間30分以上となる職員を支給対象者として、6月及び12月に支給します。）
※勤勉手当は令和6年度から支給開始予定ですが、詳細は今後決定する予定です。
- ・通勤手当（通勤に係る経費について、費用弁償として支給します。）
- ・その他、時間外勤務手当等の手当相当分の報酬が、それぞれの条件に応じて支給されます。

●支給日

- ・報酬が月額支給の場合は、当月21日払い
- ・報酬が日額又は時間額支給の場合は、翌月15日払い

※ 支給日が土、日曜日及び祝日となる場合は、直前の金融機関営業日になります。

(2) 任用期間及び勤務時間

職種ごとの主な任用期間、勤務時間等は、別表「令和6年度水戸市会計年度任用職員募集一覧(随時募集)」をご覧ください。

なお、勤務成績が良好で引き続き次年度も同様の職がある場合、再度任用される場合があります（その場合の任用更新は2回を限度としますが、その後の応募も可能です。）。

(3) 休日

週休日（原則として土曜日・日曜日）、祝日、年末年始ですが、職種によっては、これらの日が勤務日となる場合があります。

(4) 休暇等

- 年次有給休暇（任用期間等により、1年間に最大で20日付与されます。）
- その他、結婚休暇、忌引休暇、家族看護休暇、産前産後休暇、介護休暇、夏季休暇、療養休暇等の特別休暇、育児休業制度があります（休暇等により、付与条件、有給・無給の別があります。）。

(5) 社会保険等

勤務条件により、茨城県市町村職員共済組合・厚生年金保険・雇用保険・公務災害（勤務場所により労災保険）の適用があります（加入条件を満たす場合に限ります。）。

(6) 服務

任用期間中は、一般職の地方公務員として、地方公務員法に規定される以下の義務を負います。

- ・服務の宣誓
- ・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
- ・信用失墜行為の禁止
- ・秘密を守る義務
- ・職務に専念する義務
- ・政治的行為の制限等
- ・争議行為の禁止

なお、職務に支障を来すことのないもので信用失墜行為に該当しない場合は、営利企業等への従事（兼業）は可能ですが、事前に届出が必要になります。

(7) 災害時等の対応について

任用期間中に災害等が起きた場合には、所属長の指示に従い、避難所運営補助等の災害対応業務等に従事する可能性があります。

6 その他

- ・電子申請又は登録申込書に虚偽の記載があった場合は、任用を取り消すことがあります。
- ・任用は全て条件付のものとし、任用後1か月間（任用後1か月間の勤務日数が15日に満たない場合は、15日に達するまで）を良好な成績で勤務したときに正式任用となります。
- ・今回の会計年度任用職員への任用は、水戸市の常勤職員（事務職、技術職等）の採用の際に優先されるものではありません。

7 問合せ先

- 申込み方法、給与等に関するご質問：水戸市総務部人事課（水戸市役所本庁舎3階）
電話 029-232-9120

- 業務の内容、募集・選考状況等に関するご質問：各任用担当課（※）

※ 別表「令和6年度水戸市会計年度任用職員募集一覧(随時募集)」でご確認ください。